

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第33条の5の3第4項第1号ハ
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第8項、第9項及び第10項（指定の基準等）
審 査 基 準：大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係 電話0952-98-2220 内線230
備 考：